



情報流通プラットフォーム対処法の概要について

令和 7 年 4 月 9 日

弁護士 内田 孝太郎

E-mail : uchida_k@clo.gr.jp

第 1 はじめに

近年、SNS 等のデジタル空間における誹謗中傷等の違法・有害情報の流通による人権侵害が深刻化し、大きな社会問題となっております。違法・有害情報相談センターの報告書によると、令和 5 年度の相談件数は 6463 件に上り、そのうち、インターネット上の情報を削除したいという内容の相談が全体の約 58%を占めており、社会全体として、違法・有害情報の早期の削除を強く希望していることが窺われます¹。

このような動向の中、令和 6 年 5 月 10 日、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の一部を改正する法律（以下「本改正法」といいます。）が成立しました。

本改正法は、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、①大規模プラットフォーム事業者に対し、②対応の迅速化、③運用状況の透明化に係る措置を義務づけるもので、これに伴い、法令名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：「情報流通プラットフォーム対処法」）。以下、「法」といいます。）に変更されました。

本改正法が施行される以前のプロバイダ責任制限法（以下、「旧法」といいます。）下では、プラットフォーム事業者に対して違法な投稿等の削除を求める手段が、必ずしも被害者にとって利用しやすいものでは無かったところ、本改正法によって、違法な投稿等の拡散による被害の早期回復の実現が期待されるところです。

本改正法の公布日は令和 6 年 5 月 17 日で、施行日は令和 7 年 4 月 1 日となっています。

第 2 ①大規模プラットフォーム事業者

本改正法により、新たに義務を課される事業者は、大まかに言うと、以下のいずれにも該当し、総務大臣から指定を受けた事業者（大規模特定電気通信役務提供者）で

¹ 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 受託株式会社メディア開発総研「令和 5 年度 インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書（概要版）」

す（法第 20 条各項）。

1. 次のいずれかに該当すること
 - （ア） 当該プラットフォームサービスにおいて、一月間に発信者となった者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の、総務省令で定める期間における平均が、総務省令で定める数を超えること。
 - （イ） 当該プラットフォームサービスにおいて、一月間に発信者となった者の延べ数の、総務省令で定める期間における平均が、総務省令で定める数を超えること。
2. 当該プラットフォームサービスの一般的な性質に照らして、侵害情報の送信を防止する措置が技術的に可能であること。
3. 当該プラットフォームサービスが、権利の侵害が発生するおそれの少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものであること。

なお、対象となる事業者は一定規模を超える者に限られており、対象となる事業者の規模に関する基準の概要は以下の通りです（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（以下、「総務省令」といいます。）第 8 条）。

- （ア） 法第 20 条 1 項 1 号（イ）について
 - ・ 一月間に発信者となった者及びこれに準ずる者：一月間に利用した者（閲覧のみの者も含む）
 - ・ 総務省令で定める者の数：1000 万
 - ・ 総務省令で定める期間：1 年間
- （イ） 法第 20 条 1 項 1 号（ロ）について
 - ・ 総務省令で定める期間：1 年間
 - ・ 総務省令で定める数：200 万

第 3 ②対応の迅速化

1 被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表（法第 22 条）

第 2 の大規模プラットフォーム事業者（以下、単に「大規模プラットフォーム事業者」といいます。）は、自己の権利を侵害されたとする者からの申出を受け付ける方法を定め、これを公表する必要があります。

申出を受け付ける方法は、①電子情報処理組織を使用して申出ができること、②申出者に過重な負担を課すものでないこと、③事業者が申出を受けた日時が当該申出者に明らかとなるものである必要があります。更に、総務省令及び「大規模特定

電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」²によって、申出の方法については、日本語による申出を行うことができること、申出フォームが見つけやすいこと、アカウント非保有者であっても申出を行うことができること、申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で申出を行うことができることなどの条件を満たすことが求められています。

2 侵害情報に係る調査の実施（法第 23 条）

大規模プラットフォーム事業者は、上記 1 のとおり申出があったときは、当該申出に係る権利侵害の有無について遅滞なく必要な調査を行う必要があります。

3 侵害情報調査専門員（法第 24 条）

大規模プラットフォーム事業者は、上記 2 の調査のうち専門的な知識経験を必要とする調査を適正に行うため、「侵害情報調査専門員」を選任する必要があります。

上述のガイドラインにおいて、侵害情報調査専門員は、大規模プラットフォーム事業者が、上記 1 の申出に応じて当該投稿等を削除するかの判断をするにあたり、その判断に資する専門的な知識経験を提供する者とすることが求められており、具体的には、弁護士等の法律専門家、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者が想定されています。

なお、大規模プラットフォーム事業者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合、各役務について同一の個人を選任することは認められず、役務の数に応じて異なる個人を選任することが必要となります。

4 申出者に対する通知（法第 25 条）

大規模プラットフォーム事業者は、上記 1 の申出を受けた日から 14 日以内の総務省令で定める期間内に、申出に対する判断の結果を申出者に通知しなければなりません。

そして、総務省令第 16 条は、「総務省令で定める期間」を 7 日と定めています。

第 4 ③運用状況の透明化

1 送信防止措置の実施に関する基準等の公表（法第 26 条）

大規模プラットフォーム事業者は、情報の送信を防止する措置（送信防止措置）を講ずる日の 14 日前までに、送信防止措置の実施に関する基準を定め公表する必要があります。

また、送信防止措置の実施に関する基準については、総務省が「法律第 26 条に関するガイドライン」を策定しており³、同ガイドラインにおいては、どのような

² 総務省 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」 令和 7 年 3 月 11 日

³ 総務省 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」 令和 7 年 3 月 11 日

権利・利益に基づいて送信防止措置を求めることができるかが例示列举されていますが、特に、旧法下ではガイドラインにおいて言及されていなかった⁴「営業上の利益」が例示列举されていることは注目に値します。

さらに、大規模プラットフォーム事業者は、概ね1年に1回、当該基準に従って送信防止措置を講じた具体的な事例について整理の上、公表する努力義務が課せられます。

2 発信者に対する通知等の措置（法第27条）

大規模プラットフォーム事業者が送信防止措置を講じた時は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該情報の発信者に対して通知するか又は発信者が容易に知り得る状態に置く必要があります。

3 措置の実施状況等の公表（法第28条）

大規模プラットフォーム事業者は、毎年1回、総務省令で定めるところにより、送信妨害措置の申出の受付状況や申出人に対する通知状況等の事項を公表しなければなりません。

第5 罰則等

本改正法においては、大規模プラットフォーム事業者が、本稿第3-1、第3-3、第3-4、第4-1、第4-2、第4-3に記載の事項に違反した場合には、総務大臣は、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、仮に、当該勧告に従わなかった場合には、是正措置を命ずることができることと規定されています（法第30条）。さらに、大規模プラットフォーム事業者が当該是正措置命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の対象となるとされています。

また、本改正法では、法人と個人の両罰規定も定められている点に注意が必要です（法第37条）

第6 終わりに

インターネット上の投稿の削除については、主として、①事業者の利用規約に基づき削除する方法、②裁判手続に基づいて削除する方法がとられております。この点、②の方法については、旧法下における従前の改正により、一定の法整備がされてきたものの、①の方法については、事業者の自主的な取組に委ねられている部分が多く、法整備が不十分な状況でした。

本改正法により、大規模プラットフォーム事業者に対しては、削除申出の方法や削除基準等の公表が義務付けられることとなったため、①の方法による違法有害情報の

⁴ 情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト」(<https://www.isplaw.jp/>、2025年2月14日最終閲覧)

投稿削除が促進されることが期待されます。

一方で、「どのような情報を削除すべきか」という点については、上述の通り、ガイドラインにより、削除基準についての一定の考え方は示されているものの、基本的には、本改正法においても、引き続き、大規模プラットフォーム事業者が自ら判断することを前提とした仕組みとなっているため、今後、各事業者が策定する具体的な削除基準の内容や具体的な運用状況が注目されます。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)